

地域連携協力に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と大分ケーブルテレコム株式会社（以下「乙」という。）、大分ケーブルネットワーク株式会社（以下「丙」という。）及び東大分システム株式会社（以下「丁」という。）（以下「乙ら」という。）は、本市の地域社会の維持・発展を目的として連携協力するために以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙らが人的、知的資源の活用と交流を図り、地域振興のための諸事業を連携して行うことにより、地域社会の維持・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙らは、次に掲げる連携事項に取り組むものとする。

- (1) 市政情報のPR、発信に関すること。
- (2) 災害情報の提供に関すること。
- (3) ICTを活用した地域の活性化及びまちづくりの推進に関すること。
- (4) その他甲及び乙らが認める地域貢献及び市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項に係る事業の具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙らは、本協定の活動で知り得た情報を適切に管理し、第三者への提供又は本協定以外の目的に使用してはならない。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲と乙ら協議のうえ、これを決定するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙らが書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書を4通作成し、甲・乙ら共に、記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成29年11月27日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市
大分市長

佐藤樹一郎



乙 大分市松が丘3丁目1-12
大分ケーブルテレコム株式会社
代表取締役

中谷博之



丙 大分市小池原1107番地の1
大分ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役

青柳栄治



丁 大分市大字関2268-1-1
東大分システム株式会社
代表取締役

岡本元一

